

令和8年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和8年2月16日 開会

令和8年2月16日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

議案第1号 令和8年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第2号 津軽広域水道企業団特別職給与等の額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例案

議案第3号 津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第4号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案第5号 津軽広域水道企業団副企業長の選任について

(以上 2月16日 提出)

議員提出議案目録

議員提出議案第1号 専決処分事項の指定について

(以上 2月16日 提出)

令和8年第1回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和8年2月16日 午後2時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案第1号 令和8年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第2号 津軽広域水道企業団特別職給与等の額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例案

議案第3号 津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第4号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案第5号 津軽広域水道企業団副企業長の選任について

第6 議案審議

議員提出議案第1号 専決処分事項の指定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（7名）

1番	弘前市副市長	田中泰宏	議員	8番	板柳町長	葛西健人	議員
2番	黒石市長	高樋	憲議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
4番	平川市長	工藤貴弘	議員	10番	つがる市副市長	今正行	議員
7番	田舎館村長	品川新一	議員				

《欠席議員》（3名）

3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員	6番	藤崎町長	平田博幸	議員
5番	青森市長	西秀記	議員				

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地清夫
副企業長	倉光弘昭	監査委員	台丸谷績

事務局長	黒沼立真	西北事業部長	山谷慎一
津軽浄水課長	工藤和生	西北総務課長	中野雅仁
津軽工務課長	藤田守正	西北工務課長	小林良太
津軽浄水課参事 兼課長補佐	清野真人	西北総務課長補佐	吉岡克洋
津軽工務課参事 兼課長補佐	盛吉明		
津軽総務課主任 兼総務係長	成田和正		

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	川辺貴志	書記	津軽総務課長補佐	鳴海貴幸
-----	--------	------	----	----------	------

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
午後 2 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和 8 年第 1 回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

前回の議会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。

昨年 1 2 月、平川市長に当選されました、工藤貴弘氏が議員に就任されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員）

ただいまの出席議員は 7 名で、定足数に達しております。

よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 1、「議席の指定」を行います。

会議規則第 3 条第 2 項の規定により、4 番に工藤貴弘議員を指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

7 番 品川新一議員、8 番 葛西健人議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 4「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（川辺貴志） （朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第 1 号から第 5 号までの以上 5 件
- 一 議員提出議案 議員提出議案第 1 号の以上 1 件
- 一 監査報告 津広水監発第 4 号の以上 1 件 以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。



○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第1号から第5号までの以上5件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和8年第1回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、「令和8年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」であります。初めに、第1章津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。令和8年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を、2405万3000立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に27億1521万4000円を、用水供給事業費用に23億3666万円を計上しております。また、資本的収支においては、資本的収入に3億9226万円を、資本的支出に40億7397万9000円を計上しております。主要な建設改良事業として、導水管路耐震化（二重化）事業に8億7007万3000円を、浄水施設等耐震・更新事業に4億5418万9000円を、中央監視制御設備等更新事業に2億8085万5000円を、苛性ソーダ貯槽更新事業に2億4325万4000円を、場外施設等耐震化更新事業に1億3438万7000円を、計上しております。

次に、第2章西北事業部水道事業について、ご説明申し上げます。業務の予定量として、給水戸数1万3614戸に対し、年間総給水量を262万立方メートルと見込んでおります。収益的収支においては、水道事業収益に15億943万7000円を、水道事業費用に15億5817万6000円を計上しております。また、資本的収支においては、資本的収入に1億5133万2000円を、資本的支出に7億3677万9000円を計上しております。主要な建設改良事業として、老朽管更新事業等に2億7690万2000円を計上しております。

議案第2号は、「津軽広域水道企業団特別職給与等の額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例案」であります。旅費制度を定額制から実費支給制へ変更することに伴い、関係規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第3号は、「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」であります。扶養手当の改正に伴い、関係規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第4号は、「津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案」であります。災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置に関する工事を行うことができるよう、また、津軽広域水道企業団西北事業部が持続可能な経営に取り組むために水道料金の改定が必要になることから、料金等を変更するよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第5号は、「津軽広域水道企業団副企業長の選任について」であります。当企業団の副企業長の任期は、企業団規約第8条の2第5項の規定により、当該市町村長の任期とされており、副企業長であった長尾前平川市長が令和7年11月30日をもって辞職したことから、現在、副企業長1名が不在となっております。このため、企業団規約第8条の2第2項の規定に基づき、平川市長工藤貴弘氏を適任と認め選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（高樋憲議員） 倉光副企業長。

○副企業長（倉光弘昭） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案しております議案のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る2月9日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号「令和8年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」について審議をいたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第1号について、補足説明を申し上げます。

私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております令和8年度予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量の（2）年間総用水供給量は、用水供給先10市町村からの年間受水量の報告及び過去の実績水量をもとに推計し、年間2405万3000立方メートルと見込んでおります。これは、前年度予定量と比較いたしまして8万4000立方メートルの増となっております。これにより、（3）一日平均用水供給量は、6万5899立方メートルと見込んでおります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の5ページをお開き願います。収入の部、第1款用水供給事業収益、第1項営業収益には、第1目供給収益22億5045万4000円、第2目受託工事収益1450万9000円の合計22億6496万3000円を計上しております。また、第2項営業外収益には、第1目受取利息及び配当金6065万8000円、第2目長期前受金戻入2億2717万2000円、第3目雑収益7885万1000円、4目消費税及び地方消費税還付金8357万円の合計4億5025万1000円を計上しております。なお、第3目雑収益の主なものは、水力発電による売電収入であります。以上により、第1款用水供給事業収益の総額は、27億1521万4000円となり、前年度と比較して、867万4000円、0.3%の増となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。第1款用水供給事業費用、第1項営業費用には、原水及び浄水費などの営業活動に要する費用として、23億1466万9000円を計上しております。また、第2項営業外費用には、支払利息など営業活動に係る費用以外の費用として、2199万1000円を計上しております。以上により、第1款用水供給事業費用の総額は、23億3666万円となり、前年度と比較して、1億6584万円、7.6%の増となっております。なお、費用が増加した主な要因は、物価及び人件費高騰による委託料、薬品費、施設の老朽化に伴う修繕費などの増加によるものであります。これにより、収入から支出を差し引いた消費税抜きの当年度純利益は、1億9734万3000円となり、前年度と比較して、1億8826万4000円、48.8%の減となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の6ページをお開き願います。収入の部、第1款資本的収入、第1項企業債には、建設改良費に充てる収入として3億8700万円を、第2項投資有価証券売却収入には526万円を計上しております。以上により、第1款資本的収入の総額は、3億9226万円となり、前年度と比較して7200万円、22.5%の増となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良費には、「浄水施設等耐震化・更新事業」、「導水管路耐震化事業」などの費用として20億3344万円を、第2項投資有価証券には、国債等の購入費として18億円を、第3項企業債償還金には、2億4053万9000円を計上しております。以上により、第1款資本的支出の総額は40億7397万9000円となり、前年度と比較して11億5462万円、22.1%の減となっております。なお、支出が減少した主な要因は、昨年と比べ国債等投資有価証券購入費の減少によるものであります。

以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条の本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36億8171万9000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億8071万円、減債積立金2億4053万9000円及び過年度分損益勘定留保資金32億6047万円で補てんすることとしております。

続きまして、第5条継続費についてご説明いたしますので、予算書の2ページをご覧ください。第5条継続費には「総合浄水場水質計器更新事業」として、3億299万5000円を、令和8年度から令和9年度の2年間の事業として計上しております。

次に、第6条債務負担行為には、「脱水汚泥収集運搬処分事業」に、限度額を収集運搬処分に要する経費とし、「導・送水管路維持管理事業」に、限度額1883万2000円を計上しております。

最後に、第7条から第11条には、企業債、一時借入金の限度額などを定めております。

以上で、第1章の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（山谷慎一） 私からは、「第2章西北事業部水道事業」について、補足説明を申し上げます。ただいまの予算書の3ページをお開き願います。

はじめに、「第2条業務の予定量」であります。が（1）給水戸数は、1万3614戸で、前年度より20戸の減を見込んでございます。（2）年間総給水量は、262万立方メートルで前年度より2万立方メートルの減を見込んでございます。（4）主要な建設改良事業では、「老朽管更新事業」に、2億7690万2000円を計上してございます。口径30～150ミリメートルの配水管約2千メートルを布設替えする予定でございます。続きまして、「第3条収益的収入及び支出」についてご説明いたします。

まず、「収入の部」でございますが、「第1項営業収益」には、給水収益など9億5583万4000円「第2項営業外収益」には、他会計補助金など5億5360万3000円を計上してございます。以上により、「第1款水道事業収益」の総額は、15億943万7000円となり、前年度と比較して8千937万9000円、6.3パーセントの増となっております。

次に、「支出の部」でございまして、「第1項営業費用」には、受水費など営業活動に要する費用として13億9843万円、「第2項営業外費用」には、支払利息など営業活動以外の費用として8千23万6000円、「第3項特別損失」には、取水施設の撤去に係

る費用として、7千951万円を計上してございます。

以上により、「第1款水道事業費用」の総額は、15億5817万円6000円となり、前年度と比較して、7430万7000円、5.0パーセントの増となっております。これにより、「消費税及び地方消費税」を除いた「当年度純損失」でございますが、7702万8000円を見込んでございます。

続きまして、「第4条資本的収入及び支出」についてご説明いたします。

まず、はじめに「収入の部」でございますが、「第1項企業債」には、1億1千440万円、「第2項国庫補助金」には、3000万円、これらは「老朽管更新事業」の財源でございます。「第3項出資金」には、693万2000円を計上してございます。

以上により、「第1款資本的収入」の総額は、1億5133万2000円となり、前年度と比較して、1億6696万3000円、52.5パーセントの減となっております。この収入の減少、主な要因でございますが、国庫補助金の減少によるものでございます。

次に、「支出の部」でございますが、「第1項建設改良費」には、3億6464万円、「第2項企業債償還金」には、3億7213万9000円を計上してございます。以上により、「第1款資本的支出」の総額は、7億3677万9000円となり、前年度と比較しまして、1億2523万6000円、14.5パーセントの減となっております。

これにより、第4条本文のカッコ内に記載がございます「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額」5億8544万7000円は、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」2828万9000円、「過年度分損益勘定留保資金」5億5715万8000円で補てんすることとしてございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。第5条から第9条には「企業債、一時借入金の限度額」などを定めてございます。

以上で、第2章の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「津軽広域水道企業団特別職給与等の額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例案」について審議を行います。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長(黒沼立真) 議案第2号について、補足説明を申し上げます。

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正され、令和7年4月1日から、国家公務員の旅費について、これまでの定額制を廃止し、原則実費支給となり、青森県も同様に令和8年4月1日施行で条例改正が行われました。当企業団の旅費制度についてもこれに倣い、原則実費支給とするため、企業長及び副企業長の旅費、議会の議員及び監査委員等の費用弁償について、定額で定めていた別表を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

施行日は、令和8年4月1日としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(高樋憲議員) 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」について審議を行います。事務局より補足説明があります。事務

局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

令和6年人事院勧告及び令和6年青森県人事委員会勧告に基づき、令和8年度からの給与制度のアップデートについて改定を実施するため、「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」の一部を改正するものであります。配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、関係する条項を改めるなど所要の改正を行うものであります。施行日は令和8年4月1日としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。西北事業部長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第4号について補足説明を申し上げます。

災害その他非常の場合において、企業長が認めるときは、他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けた者が、給水装置に関する工事を行うことができるよう、また、津軽広域水道企業団西北事業部が持続可能な経営に取り組むために、水道料金の改定が必要になることから、料金等を変更するよう所要の改正をしようとするものであります。尚、改正する料金につきましては、令和7年11月、西北事業部水道料金検討審議会から答申をいただいたものと同じ内容になってございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
～副企業長被選任者（工藤議員）退場～
————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 次に、議案第5号「津軽広域水道企業団 副企業長の選任について」を議題といたします。本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案に同意することに決しました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
～副企業長被選任者（工藤議員）入場～
————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 議案第5号は、原案に同意することに決しましたので、工藤貴弘氏からご挨拶をお願いいたします。

○4番（工藤貴弘議員） ただいま、皆様のご指名によりまして、副企業長に選任されました工藤と申します。圏域にお住まいの皆様へ安全で良質な水道水を安定してお届けし、信頼される水道事業の運営をさらに確かなものとするため、誠心誠意、職務に取り組んでまいり所存です。副企業長としての職務は初めてではございますが、皆様のお力添えとご協力をいただきながら、一つひとつ責務を果たしてまいり所存です。

何卒ご指導ご鞭撻のほどをお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第6、議員提出議案第1号「専決処分事項の指定について」を審議いたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。1番田中議員。

○議長（田中泰宏議員）

提出者を代表いたしまして、議員提出議案についてご説明いたします。

議員提出議案第1号「専決処分事項の指定について」は、地方自治法第292条により準用される同法第180条第1項において、「議会の権限に属する軽易な事項で、議会の議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分できる」と規定されております。

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数または名称に係る案件は、政策的な判断を要するものではなく、軽易な事項に該当するものであり、また、関係団体においても専決処分事項に指定している例が多いことから、専決処分事項に指定することにより、議会運営の効率化及び事務の迅速かつ円滑な遂行が図られると判断し提案するものであります。

以上で説明を終わりますが、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（高樋憲議員） 説明は終わりました。これより、審議を進めます。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和8年第1回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和8年度予算及び条例の一部改正など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

今冬も豪雪となり、各市町村においては、懸命な対応をされていることと思います。まだまだ予断を許さない状況ではありますが、皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、一層のご活躍を祈念申し上げます。閉会に当たってのあいさつといたします。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和8年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 品 川 新 一

(田舎館村長)

署名議員 葛 西 健 人

(板柳町長)
